

「白馬の未来とごみ問題の勉強会」
～ 2 巡目の住民説明会資料を使って～ (資料)

2008 年 10 月 1 日
白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

資料2. 新ごみ処理施設の概要について

報告者 牧 武司

(1) 施設規模 「ごみの減量化や人口減を見込み、48t/日とした」は、ほんと？

* 現状: H17 年度の可燃ごみ(3 市村)実績—————→13, 028t/年

* 新焼却炉 H22 年度処理量—————→12, 959t/年→35. 5t/日

* 施設規模(補助金交付要綱にて算出)

$$35.5\text{t/日} \div (280\text{日}/365\text{日}) \div 0.96 = 48\text{t/日}$$

↑
実働日数 調整稼働率 (予定外の修理、やむを得ない一時停止の能力低下係数。連続運転は 90 日くらいが限度か?)

施設規模は H17 年度の実績と同じで ごみの減量化や人口減を見込んでいない。

(2) 現在の焼却炉の稼働率(H17年度)

* 大町市 : 34. 32% = 23. 68t/日 (←69t/日)

* 白馬山麓 : 46. 93% = 14. 08t/日 (←30t/日)

合計 37. 76t/日 (←99t/日)

削減したわけではありません、現設備は半分以下でよかったです。

(3) ごみ焼却炉を、なぜ「熱回収施設」という名称にするのか？

* 熱回収率が 10% 以上の熱回収施設でなければ交付金条件にならない。

* 国は、ごみの焼却ではなく「熱回収施設として循環型社会形成を推進している」と説明
(いわゆる言い訳、誤魔化し。)

48t/日 = 24t/日 × 2 炉 = 10% の熱回収(温水回収) = 1, 109MJ/h → 場内給湯と場内暖房だけの回収。

資料3. 現状の施設の状況について

報告者 牧 武司

(1) 現在の施設の運転状況

① 大町市環境プラント

* 9億4千万円、昭和63年4年～平成12年7月(約13年間運転) 処理能力 46t/16h(23t/16h × 2 炉)

* ダイオキシン類の恒久対策: 14 億 5 千万円、平成 14 年 3 月～処理能力 69t/24h(34. 5t/24h × 2 炉)

恒久対策時点からの焼却炉の耐用年数: 15 年。「ごみ減量化と維持管理により 20 年以上の使

用を望みたい」と述べている。(H14年)

② 白馬山麓清掃センター

* 5億5千万円、昭和60年4月～平成11年4月(約14年間運転)処理能力30t/16h

* ダイオキシン類の恒久対策: 9億5百万円、平成12年9月～処理能力30t/16h

ここでは、受け入れ設備を除く全てが新品同様となった。

恒久対策後、平成14年2月に『20年施設重要整備計画書』を作成し、H32年までの綿密な整備計画がある。

H16年11月の広域連合議会にて、相澤議員は「H32年までの使用」と発言、平成17年2月のごみ処理広域化特別委員会にて、北沢議員は「H32年～以上の使用」と発言の記録あり。

(2) 現在の施設の運転に係る費用と、新施設建設に係わる費用総額との比較

① 現在の2施設の19年度の維持管理費合計＝4億5千7百万円

年々の維持管理費は整備計画により変動するものです。

② 新ごみ処理施設の総事業費と、設維持管理費

新ごみ処理施設の建設により、今後住民が負担しなければならない費用＝新設備の総事業費

(43億以上)＋施設維持管理費(42億)＝85億以上～100億以上？

これを15年で負担するとした場合、5億6千7百万円/年以上か～6億6千7百万か？

4億5千7百万円<5億6千7百万円

現在の2施設を使い続ける方が、住民の負担が少ないことは明白です。

現施設を大切に使いながら減量を進め、寿命が来たら減量に見合ったものを考えましょう！

資料4. 新施設建設に係る費用について

報告者 加藤 亮輔

「既存施設は耐用年数を経過し、年々維持管理費が大幅に増大し、今後大幅な改修が必要になる。この際、新施設を建設した方が得策だ。」は本当でしょうか？

説明会資料では、下表（黒数字の部分）のように広域化した場合と、それぞれで建設した場合の比較がありますが、減量化の進行を見込まない費用比較は、まったく意味がなく比較方法が意図的です。

下表の「維持管理費（年間）」以外の黒数字部分は広域連合が示したものです。未だ使える白馬山麓の施設を使い続ける間に、減量化の進行で建設費や人件費を含む維持管理費がどうなるか比較できるように加筆したのが色つきの数字です。

（金額単位：億円）

項目	広域化した場合				それぞれで処理した場合				
	合計				大町市	白馬山麓			
		大町市	白馬村	小谷村		合計	白馬村	小谷村	
建設費	33.3	26.0	4.9	2.4	21.5	10t 7.1	4.95	2.15	
						12t 8.5	5.95	2.55	
						22t 15.7	11.0	4.70	
維持管理費 （15年分）	41.6	25.0	12.4	4.2	32.8	14.25	9.97	4.27	
						15.21	10.64	4.56	
						23.80	16.60	7.20	
維持管理費 （年間）			0.72	0.28		0.95	0.66	0.28	
						1.01	0.70	0.30	
						1.58	1.10	0.48	
合計	74.9	51.0	17.3	6.6	54.3	18.2	12.85	5.35	
						20.6	14.42	6.18	
						39.5	27.60	11.90	

○建設費

- ・ 上段…10t/日（現在の焼却量 19.6t/日を 50%減量した場合）
- ・ 中段…12t/日（40%減量した場合）
- ・ 算定は、トン当たり平均 7140 万円（広域連合作成資料）を使用。

○維持管理費（15年分）

- ・ 上段…10t/日 の場合で、整備費等 4.8 億円＋人件費 9.45 億円。
- ・ 中段…12t/日 の場合で、整備費等 5.76 億円＋人件費 9.45 億円。
- ・ 人件費は、いずれの場合も 10 人体制（@630 万円）で算出。

ちなみに広域連合（22t/日）の職員人数は 15 人体制（@630 万円）となっている。

○維持管理費（年間）…人件費を含む維持管理費を年数 15 で除したものの。

○合計

- ・ **上段**…10t/日 の場合の負担金合計額
- ・ **中段**…12t/日 の場合の負担金合計額
- * 広域化した場合の白馬:小谷の負担割合は 0.72:0.28 だが、それぞれで処理した場合は単純化して7:3で算出した。
- * 維持管理費の内、整備費は下表を参照した。

整備計画費 (平成 15 年 2 月 28 日、白馬山麓環境施設組合議会全員協議会次第より)

(金額単位:万円)

H14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
3,003	3,195	5,209	3,925	1,566	2,147	965	5,668	1,620	6,518
24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年
2,132	2,558	4,790	895	3,602	4,489	1,767	4,389	3,003	0

1市2村のごみを共同で処理する必要性について

—この説明のなになが問題か—

報告者 中村 敬

1. テキスト (問題点は太字):

平成 9 年 5 月、厚生省から、ごみ焼却施設を **24 時間連続運転**することによりダイオキシン類の発生を抑制できること、ごみ処理施設の集約化により建設および維持管理の**費用を削減**できること等から、ごみ処理の広域化計画を策定するよう**通達**がありました。

これを受けて、当広域連合では、「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」(平成 10 年 8 月) および「ごみ処理広域化基本計画」(平成 17 年 3 月)を策定する中で、平成 22 年度を目標とした**ごみの減量化目標**と大町市、白馬村および小谷村において稼動している**ごみ処理施設が老朽化**し、年々維持管理費が増大していることを踏まえ、管内のごみ処理施設を 1 本化し、平成 22 年度に新施設の稼動を目標とし、進めているものです。

2. 「広域化」はどのようにして発生したか:

平成 9 年 5 月 [各都道府県一般廃棄物担当部(局)長宛て 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知] 「ごみ処理に関わるダイオキシン類の排出削減対策については、平成 9 年 1 月に「ごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止等ガイドライン」[以下「新ガイドライン」と言う。]が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理広域化について検証し、広域化計画を策定するとともに、**本計画に基づいて貴管下市町村を指導**されたい。

- (1) 広域化の必要性: ①**ごみの排出量の増大**、②**リサイクルの必要性の高まり**、③**ダ**

イオキシ対策等の高度な環境保全対策の必要性。

- (2) ごみ焼却施設の能力：300t/日以上とすることが望ましい。最低でも 100t/日。
- (3) 費用の削減：高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト削減を図る必要がある。

(注) 平成 12 年 6 月 「環境型社会形成推進基本法」公布

3. 連合は「通達」にどのように応えたか：

- 1) 平成 10 年 8 月 「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」策定
- 2) 平成 11 年 「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」発足
- 3) 平成 15 年 「ごみ処理広域化基本構想」策定
- 4) 平成 16 年 「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」発足
- 5) 平成 17 年 3 月 「ごみ処理広域化基本計画」策定
- 6) 平成 18 年 5 月 「用地選定委員会」発足

4. 連合の提言にどのような問題があるのか：

- 1) 国策に忠実に従っている。あるいは、従わざるを得ない構造の存在。

参考：学習指導要領

- 2) したがって、「広域化」政策そのものへの疑問が欠如。

- (1) 広域化思想は分権化時代に逆行する。
- (2) 広域化は自治を侵害する。
- (3) 広域化は自治体の思考停止を生む。
- (4) 広域化は自治体の財政破綻をもたらす。
- (5) 広域化は利権を巨大化する

[追記] 国策に従って策定された本計画の「広域化」は名ばかりで、「広域化」になっていない。たとえば、白馬村以外の地域では連合による説明会は一度も開かれていない。

5. 結論：

以上みてきたように、「広域化」政策は理論的に破綻している。したがって、連合の「広域化の必要性について」は、まったく見当違いである。連合は速やかに計画を白紙撤回して、「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定した平成 10 年の時点に戻るべきである。つまり、「広域化計画」そのものの是非から議論をやり直す必要がある。さいわい八方の既存の施設は 32 年まで使える。白馬村に関して言えば、その間に徹底したごみの減量政策を進めれば、たとえ新しい施設を建てるとしてもはるかに安上がりで済む。(和歌山県の串本町の例を見よ。) いたずらに「広域化」に固執して、建設計画を強行しようとしている連合は、自らの失敗を認め一刻も早く本計画を一時棚上げして、今度こそ住民の意向を十分に反映させる機関を立ち上げて再出発をはかるべきである。